

第55号議案

中間市チャレンジショップの設置及び管理に関する条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

平成29年11月28日提出

中間市長 福田 浩

中間市チャレンジショップの設置及び管理に関する条例

(設置)

第1条 市内において独立開業を目指す新規起業者の育成支援及び中心市街地のにぎわい創出を図るため、中間市チャレンジショップ（以下「チャレンジショップ」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 チャレンジショップの名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 中間市チャレンジショップ
- (2) 位置 中間市蓮花寺三丁目7番3号

(職員)

第3条 チャレンジショップに施設長その他必要な職員を置くことができる。

(使用の許可)

第4条 チャレンジショップを使用しようとする者（別表第1に規定する店舗スペースにあつては、市内において独立開業を目指す新規起業者に限る。）は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた者（以下「使用者」という。）が許可を受けた事項を変更しようとするときもまた同様とする。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、チャレンジショップの使用を許可しないことができる。

- (1) 公の秩序を乱し、善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) チャレンジショップの施設、附属設備等（以下「施設等」という。）を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (3) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反し、又はそのおそれがあるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、施設等の管理上支障があるとき。

(使用の条件)

第5条 市長は、前条第1項の許可に当たり、管理運営上必要な条件を付することができる。

(使用料)

第6条 使用者は、別表第1又は別表第2に定める使用料を市長に支払わなければならない。

(使用料の還付)

第7条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用料の減免)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

- (1) 市及び市の執行機関が市の行政上の目的のために使用するとき。
- (2) 市長が特に必要があると認める団体がその事業目的のために使用するとき。

(入場の制限)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、入場を禁止し、又は退場を命じることができる。

- (1) 伝染性の疾患のある者又は公の秩序を乱す言動がある者
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となる物品を携行する者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、施設等の管理上支障があると認める者
(使用許可の取消し等)

第10条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、使用の条件を変更し、使用を制限し、若しくは停止し、又は退去させることができる。

- (1) 第4条第2項各号のいずれかに該当したとき。
- (2) 第5条の規定により付した条件に違反したとき。
- (3) 虚偽その他不正な手段により使用の許可を受けたとき。
- (4) 使用料を3月以上滞納したとき。
- (5) 天災地変その他やむを得ない理由により、施設等の使用ができなくなったとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、施設等の管理運営上、市長が不相当と認めるとき。

2 前項の規定により使用者に損害が生じることがあっても、市長は、賠償の責めを負わない。

(目的外使用及び権利の譲渡等の禁止)

第11条 使用者は、許可された目的以外に施設等を使用し、又はその使用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(指定管理者による管理)

第12条 チャレンジショップの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者にチャレンジショップの管理を行わせる場合は、第4条から第7条まで、第8条（各号列記以外の部分に限る。）、第9条及び第10条中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

(指定管理者の業務)

第13条 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) チャレンジショップの利用の許可若しくは不許可又は利用の取消しに関する業務
- (2) 第15条に規定する利用料金の収受に関する業務
- (3) 施設等の維持管理に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、チャレンジショップの管理運営に関し市長が必要と認める業務

2 前項各号に掲げるもののほか、指定管理者は、第1条の目的を達成するため、新規起業者の育成に関する業務を行うものとする。

(指定管理者が行う管理の基準)

第14条 指定管理者は、法令、条例、この条例に基づく規則その他市長が定めるところに従い、チャレンジショップの管理を行わなければならない。

2 指定管理者の役員及び職員は、業務上知り得た秘密を漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又はその職を退いた後も同様とする。

(利用料金)

第15条 使用者は、第12条第1項の規定により指定管理者がチャレンジショップの管理を行っている場合は、指定管理者に利用料金を支払わなければならない。この場合において、第6条の見出し、第7条、第8条各号列記以外の部分及び第10条第4号中「使用料」とあり、第6条中「別表第1又は別表第2に定める使用料」とあるのは「利用料金」とする。

2 利用料金の額は、別表第1又は別表第2に定める使用料の額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。

3 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。
(原状回復)

第16条 指定管理者は、指定の期間が満了したとき、又は指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命じられたときは、施設等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

2 使用者は、その使用を終了したとき又は使用を停止され、若しくは使用の許可を取り消されたときは、施設等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償義務)

第17条 故意又は過失により施設等を汚損し、損傷し、又は滅失した者は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長は、特別の事由があると認めるときは、賠償の責任を軽減し、又は免除することができる。

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

別表第1（第3条、第6条、第15条関係）

店舗スペース使用料

区分	使用料 (1月当たり)	面積
飲食店	15,000円	23.04平方メートル
小売・サービス店	10,000円	19.44平方メートル

別表第2（第6条、第15条関係）

フリースペース使用料

区分	使用料		面積
	フリースペース (1時間当たり)	冷暖房 (1時間当たり)	
平日	1,000円	550円	50平方メートル
土曜・日曜・休日	1,500円		

備考

1 「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を

いう。

- 2 使用者が営利を目的として使用する場合の使用料の額は、この表の使用料に100分の200を乗じて得た額とする。ただし、冷暖房を除く。